令和８年（フ）第３１号
茨城県神栖市息栖3040番地110　ヒルズ息栖アネックス105
破産者　蓑輪　幸雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第３６号
茨城県神栖市知手中央三丁目10番44号　谷川荘Ｂ－３
破産者　藤城　浩一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第３８６号
埼玉県加須市麦倉191　介護老人保健施設北埼玉ヘルスケアビレッジ、住民票上の住所埼玉県加須市伊賀袋63番地３
破産者　金子　博子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７８１号
埼玉県川口市戸塚１丁目９番35号　グランディール103号
破産者　渡邉　太一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７９４号
埼玉県加須市花崎１丁目36番地６
破産者　新井　款也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６０号
埼玉県戸田市大字新曽1392番地の３　メゾンピース202号室
破産者　小山　裕樹
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９０号
埼玉県所沢市若松町2010番地の４　ヴェルデ３－201
破産者　岩本　常司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９４号
埼玉県坂戸市大字片柳399番地４
破産者　酒肴串たにふじこと　谷藤　隼斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３１１号
埼玉県川越市砂新田１丁目６番地３　（メゾン・サンサン101号室）
破産者　岩田　　覚
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３４号
埼玉県ふじみ野市滝二丁目２番地８　シュート・ドー101号室
破産者　中島　伸晴
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３６号
埼玉県川越市川鶴２丁目３番地９　（ＲａｄｉａｎｔＢ棟202号室）
破産者　筋野　　明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４４号
埼玉県川越市石原町２丁目21番地１　（クロノスＡ－101号室）
破産者　古舘　大斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７３号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番６号
破産者　渡部　真識
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７７号
埼玉県坂戸市花影町25番地29　ポエラバドゥ202号室
破産者　峯岸　　大
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８１号
埼玉県飯能市大字中山382番地１　（Ａ－302）
破産者　榎林　優華
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１２２４号
横浜市港南区笹下７丁目25番15号　ペルテ高田103
破産者　小林　美香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６３号
横浜市戸塚区汲沢２丁目21番３号
破産者　杉山　宗徳
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０８号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地80―103
破産者　盛山　隆夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部